

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、建設工事について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 8 年 7 月 31 日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 入札に付する事項

- (1) 工事名
行政庁舎照明設備改修工事（1 期 1 工区）
- (2) 工事場所
鹿児島市鴨池新町地内
- (3) 建物概要
行政庁舎
 (ア) 構造 鉄骨造
 (イ) 階数 地下 1 階 地上 18 階 塔屋 2 階
 (ウ) 延べ面積 78,621 平方メートル
南駐車場
 (ア) 構造 鉄骨造
 (イ) 階数 地上 1 階
 (ウ) 延べ面積 6,802 平方メートル
- (4) 使用する主要な資材
照明器具等
- (5) 工期
令和 9 年 3 月 25 日限り
- (6) 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格
落札者の決定後に公表する。
- (7) 施工方式
本工事は、単体施工方式で行うものとする。
- (8) 本工事は、事後審査型一般競争入札で行うものとする。
- (9) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行うものとする。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか、鹿児島県電子入札運用規約（以下「規約」という。）及び電子入札における事後審査型一般競争入札実施要領による。
なお、やむを得ない理由で電子入札できない者は、契約担当者の承認を得た場合に限り、紙入札で入札に参加できるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号。以下「要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であって、特に定めがあるものを除き入札参加申込書の提出期限の日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、電気工事業について建設業の許可を有する者であること。
 - イ 要綱第 3 条の規定により、公告日において、電気工事に関し A 級の格付を受けている者であること。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - エ 入札参加申込書の提出期限の日から本工事落札決定の日までの間に、鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 450 号）第 3 条、第 4 条又は第 5 条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
 - オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年 9 月 27 日制定）第 3 条

の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

カ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(ア) 本工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

SPEC・タナカ設計企業体

(イ) 当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者とは、次の①から③に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- ③ 上記①又は②以外の場合で、当該受託者との間において特別な提携関係があると認められる建設業者

キ 公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等（以下、「子会社等」という。）と同条第4号の2に規定する親会社等（以下、「親会社等」という。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等（以下「会社等」という。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

ク 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。

ただし、建設業法第26条第3項第1号、第2号または第26条の5の規定により主任技術者又は管理技術者を配置する場合は、専任であることを要しない。（建設業法第26条第3項第



1号、第2号または第26条の5の規定による配置の要件については入札説明書参照)

- (ア) 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - (イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係(入札説明書による入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。))の提出の日において連続3箇月以上直接的雇用関係にある者に限る。)にあること。
 - (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証(電気)の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であることが認められること。
 - (エ) 平成23年度以降、延べ面積500平方メートル以上の建築物で電気工事の監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐又は現場代理人としての管理実績を有する者であること。
- ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果に基づき、鹿児島県の建設工事入札参加資格の認定を受け、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

コ 建設業法第3条に規定する営業所のうち、主たる営業所を鹿児島県内に有する者であること。

サ 平成23年度以降に、鹿児島県内において、単独の元請又は共同企業体の代表者若しくは構成員として、延べ面積500平方メートル以上の建築物で電気工事の施工実績を有する者であること。

(2) 鹿児島県が発注する次の工事に係る落札候補者又は落札者に決定された者(共同企業体の構成員も含む。)でないこと。

ア 県庁舎空調設備更新工事(冷却塔5号)

イ 県庁舎直流電源装置更新工事(行政庁舎第二変電室外)

ウ 行政庁舎照明設備改修工事(1期2工区)

3 入札参加申込み

(1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

ア 提出書類

入札説明書に定める入札参加申込書(様式1)(要綱第2条第3項に規定する資格審査の結果の通知の写しを添付すること。)

イ 提出場所

鹿児島県出納局管財課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

ウ 提出時期

令和8年8月3日(月)から同年8月25日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後8時00分(令和8年8月25日(火)は、午後4時00分)までとする。

ただし、紙で入札参加申込書を提出する場合は、午前8時30分から午後5時15分(令和8年8月25日(火)は、午後4時00分)までとする。

エ 提出方法

(ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出すること。

ただし、容量が1MBを超える場合は、媒体提出届(様式3(規約第8号様式))を添付した入札参加申込書をイの場所へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付すること。

(イ) 紙入札の場合

媒体提出届(様式3(規約第8号様式))を添付した入札参加申込書をイの場所へ持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。

(2) 知事は、紙で入札参加申込書を提出した者に対し、受付印を押印した入札参加申込書の写しを交付する。

(3) 入札参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することができない。



4 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和8年7月31日（金）から同年8月25日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後8時00分までとする。（ただし、CD-Rによる閲覧は午後5時15分までとする。）

(2) 閲覧場所

かごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス（工事・委託）及び県のホームページにて閲覧するものとする。なお、やむを得ない事情がある場合は、事前連絡によりCD-R閲覧が可能。

5 入札の方法等

(1) 入札書の受付期間

ア 電子入札の場合

令和8年8月26日（水）午前8時30分から同年8月28日（金）午前9時00分

イ 紙入札の場合

令和8年8月28日（金）午前8時45分から同日午前9時00分

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年8月28日（金）午後2時30分

イ 場所 鹿児島県庁内（行政庁舎1階）管財課入札室（所在地は、3の(1)のイに同じ。）

(3) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 紙入札の入札参加申込書の写しの提示

(1)の受付の際に、3の(2)により交付された入札参加申込書の写しを提示すること。

(5) 工事費内訳書の提出

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)の受付期間に、3の(1)のイの場所に提出すること。

(6) 設計図書等に対する質問

ア 設計図書等に対する質問がある場合は、次に従い、設計図書等に対する質問書（様式4）により提出すること。

(ア) 提出期限

令和8年8月3日（月）から同年8月19日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(イ) 提出場所

3に同じ。

(ウ) 提出方法

(イ)の場所に持参、郵便又は信書便若しくは電子入札システムの「質問回答機能（添付資料追加）」により送付することとし、ファックス、電子入札システムの「質問回答機能」以外の電送による提出は認めない。

イ アの質問に対する回答書（様式5）は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 閲覧期間

令和8年8月21日（金）までに閲覧を開始し、同年8月25日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後8時00分まで行う。

(イ) 閲覧場所

かごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス（工事・委託）にて閲覧するものとする。

(7) 入札説明書



ア 入札に参加するために必要な関係書類その他の入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付期間及び交付場所

(ア) 交付期間

令和8年7月31日(金)から同年8月25日(火)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後8時00分までとする。

(イ) 交付場所

かごしま県市町村電子入札ポータルサイトの入札情報サービス(工事・委託)にて取得するものとする。

6 現場説明会

実施しない。

7 契約条項を示す期間及び場所

4の(1)及び(2)に同じ。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を締結したとき。

9 入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札

(3) 工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者のした入札

(4) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書並びに紙入札参加者が紙入札及び電子入札により提出した入札書を含む。)による入札

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6) 入札要件(入札金額、工事名、工事場所及び氏名)の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(8) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(9) 送付、電報又は電送(電子入札を除く。)の方法による入札

(10) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

10 落札者の決定の方法

(1) 落札候補者の決定

ア 開札後、落札決定を保留し、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格(最低制限価格を設定している場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格)をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とする。

この場合において、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

イ 本工事及び本工事と同日に開札を行う工事は次のとおりである。また、開札は次の順番で行う。

(7) 行政庁舎照明設備改修工事（1期1工区）

(4) 行政庁舎照明設備改修工事（1期2工区）

(2) 落札候補者の入札参加資格の確認

ア (1)により落札候補者に決定された者は、2の資格（以下「入札参加資格」という。）を有することの確認を受けるため、申請書等を次の提出場所、提出時期及び提出方法により提出しなければならない。

(7) 提出場所

3の(1)のイに同じ。

(4) 提出時期

落札候補者に決定された日から令和8年9月1日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(ウ) 提出方法

(7)の場所に1部持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること。

イ 入札参加資格の確認の結果は、令和8年9月8日（火）までに書面により当該落札候補者及びその他の入札者に通知する。

ウ 提出時期の最終の日の午後5時15分までに提出しない者は、落札候補者の資格を失うものとする。

(3) 落札者の決定

ア 落札候補者に入札参加資格が有ると認めたとき

知事は、(2)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が有ると認めたときは、当該落札候補者を落札者に決定し、その旨を電子入札の参加者には電子入札システムで、紙の入札参加者には、落札者決定通知書により通知する。

イ 落札候補者に入札参加資格が無いと認めたとき

知事は、(2)の確認の結果、落札候補者に入札参加資格が無いと認めたときは、その旨を落札候補者に入札参加資格確認通知書により通知するとともに、有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で当該落札候補者の次に高い評価値をもって入札した者から順次に新たな落札候補者を決定し、その旨を電子入札の参加者には電子入札システムで、紙の入札参加者には、落札候補者決定通知書により通知する。

当該新たな落札候補者に入札参加資格が有ると認め落札者に決定したときは、その旨を電子入札の参加者には電子入札システムで、紙の入札参加者には、落札者決定通知書により通知する。

(4) 新たな落札候補者の入札参加資格の確認

(2)により、当該落札候補者に入札参加資格が無いと認めたときは、(2)及び(3)の規定は、新たな落札候補者に係る入札参加資格及び落札決定の手続きに準用する。この場合において(2)のアの(イ)中「落札候補者に決定された日から令和8年9月1日（火）まで」とあるのは、「申請書及び資料の提出を求める旨の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内」及び(2)のイ中、「令和8年9月8日（火）」とあるのは、「申請書及び資料の提出期限の翌日から起算して7日以内のそれぞれの日（県の休日を除く。）」と読み替えるものとする。

(5) 再度入札の参加制限

最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札に参加することができないものとする。

11 入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

(1) 10の(2)の確認の結果、入札参加資格が無いと認められた者は、10の(2)のイの通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（県の休日を除く。）に鹿児島県知事に対して書面により入札参加資格が無いと認めた理由の説明を求めることができる。

(2) 知事は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に当該説明を求めた者（以下「説明請求者いう。）に対し、書面により回答する。

この場合において、10の(3)のイの新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。

(3) 知事は、説明請求者に入札参加資格が有ると認めたときは、入札参加資格が無いと認めた旨の



も(1)から(3)までと同様とする。

12 最低制限価格

設定する。

13 契約書案の提出

落札者は、鹿児島県契約規則第 20 条第 1 項の規定により落札決定通知を受けた日から 7 日以内に、記名押印した建設工事請負契約書（案）2 部並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

ただし、電子契約を希望する場合は、記名押印した建設工事請負契約書（案）2 部に代えて、電子契約サービス利用申出書及び Excel 形式や Word 形式等の編集可能な建設工事請負契約書（案）をメールにて送付すること。

14 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3803

